

第30回 内閣府独立行政法人評価委員会 国民生活センター分科会

1 日 時：平成23年11月25（金） 15：03～15：50

2 場 所：消費者委員会大会議室1

3 出席委員：山本分科会長、伊集院分科会長代理、大河内委員、長岡委員

4 議事次第：

1. 開会

2. 議題

（1）独立行政法人国民生活センター中期計画の一部変更（案）について

（2）その他

3. 閉会

<配布資料>

資料1 : 独立行政法人国民生活センター中期計画の一部変更（案）について

資料2 : 独立行政法人国民生活センター中期計画の一部変更 新旧対照表（案）

資料3 : 今後の予定（案）

午後 3 時 0 3 分 開会

○山本分科会長 それでは、時間でございますので、ただ今から内閣府独立行政法人評価委員会第30回国民生活センター分科会を開催いたします。

本日の分科会は、評価委員会令第6条の定足数の要件を満たしておりまして、有効に成立していることを最初に確認させていただきます。

本日は、ご案内が行っているかと思いますが、例年ですとこの時期お集まりいただくことはないのですが、緊急にお諮りしたいことがあるということでお集まりいただきました。どうもありがとうございました。その中身についてはまた後で事務方のほうからご説明いただきたいと思います。

最初に、本日の配布資料についての確認をお願いいたします。

○石田地方協力課課長補佐 まず本日の資料でございますけれども、資料1としまして、独立行政法人国民生活センター中期計画の一部変更（案）についてというものと。あと資料2で、新旧対照表、あと資料3で今後の予定ということになっております。もし不足しているものがございましたら。大丈夫でございますでしょうか。

以上でございます。

○山本分科会長 それでは、議題に入らせていただきます。

独立行政法人国民生活センター中期計画の一部変更につきましてお諮りしたいと思います。独立行政法人の中期計画の変更につきましては、本来親委員会、評価委員会のほうの役割でございますけれども、あらかじめ分科会においても議論した上で親委員会のほうにお諮りしたいというふうに考えておりまして、そのために本日ご審議をお願いする次第です。親委員会のほうは12月6日に行われるということで委員の皆様にもご案内が行っていることかと存じます。

また、今回の中期計画の変更につきましては、行政刷新会議の独立行政法人見直しとも関係があるとのことですので、まず消費者庁のほうからその経緯についてご説明をお願いいたします。

○林地方協力課長 それでは、私からこの間の経緯につきましてご報告をさせていただきますと思います。

お手元にお配りをしております資料1、中期計画の一部変更（案）についてという資料の中で、1枚目に経緯というのがございます。これまで国民生活センターにつきましては地方支援を、特に消費者庁が設立されました平成21年度から23年度までの3か年間で集中育成強化期間という位置付けでございましたので、国から地方への基金の造成による支援とあわせて、国民生活センターの活動を通じて地方の支援をこの期間内に集中的に実施しようということで、平成20年度の第2次補正予算で運営費交付金、約3か年分、89.7億円を措置をしていただきました。これにつきましてはそれ以来中期計画に基づいて、地方の需要に応じて支援を行ってきたということでございます。

今回はこの89.7億円のうち、中期計画が平成24年度までということになっておりますの

で、この中期計画期間内の今後の事業執行見込み額を除いた58.4億円について、今年度末で前倒しで国庫返納する。もともとこの運営費交付金の残余の額については、中期計画期間終了後、精算をして国庫返納をするという性格の資金でございますけれども、今後の追加的な需要を除いた余剰分について前倒しでということで、今回中期計画の変更をお願いをして、返納をさせていただきたいというものでございます。

もともとこの返納が議論になった経緯でございますけれども、ちょっと数字だけ下に参考1、参考2ということで置いてございますが。先ほど分科会長からご指摘いただきましたように、この独立行政法人についてはこの10月以来、行政刷新会議の中に独立行政法人改革分科会というのが設けられまして、そのうちに第1から第3までワーキンググループができました。このワーキンググループの中で各独法、103あるすべての独法についてヒアリングが行われております。私も国民生活センターにつきましては10月4日にヒアリングを受けました。その際に、財務状況等も含めた国民生活センターの現況についての資料をお出しをしております。このやりとりの中では、もともとこの事務・事業の見直しあるいは法人としての性格の見直しというのが主眼でございましたけれども、やりとりの過程でその資産の関係についての質問がございました。国民生活センターにはご存じのように毎年運営費交付金約30億円が措置されております。その中で流動資産が96億円という数字がありますが、刷新会議のワーキンググループのメンバーの中には財務会計、特に民間の財務会計に詳しい方がいらっしゃって、通常の企業経営の中の手元の流動資産の額というか比率からすると、約3か年分があるというのは非常に不自然ではないかというご指摘がございました。

その議論の過程で、この資金の性格というものがどういうものだったのかというやりとりがございまして、先ほど冒頭私申し上げましたような、地方支援との関係で、かつて補正予算で集中的に地方支援を行うための資金として措置をされたものであること。その結果、これまで地方支援のための事業にこの資金を使ってきたわけですが、当初の執行見込みの中では、特に今巡回指導というのをやらせていただいております。これについてはこの集中育成期間内に地方の消費生活センターあるいは相談窓口というのがかなり早いペースで増設をされて、その中に新しい相談員さんが増えていく。そうすると、複雑な消費者問題、あるいは新しい手口に関する問題、こういったものが起きてきたときにはなかなか自前で取り組むことが困難な場合があるだろうということで、国民生活センターでプールをした人材を派遣をするというのを中心に取組を考えておりましたけれども、この見込みが若干過大であったということと、平成21年度から始めておりますけれども、消費者庁の創設自体が初年度は半年ほど遅れまして、そうしたことも影響して、思ったほど需要が達しなかったという状況がございます。

こうしたやりとりの中で、国民生活センターのやっつけていただいている事業、これは現在新しく取り組ませていただいております放射性物質の測定機器の貸与の取組なども含めまして、その必要性についてはご理解いただいたんですが、そうはいっても積んである額が

今後の見通しからして非常に過大であるという指摘がありまして、これについては中期計画の終了を待たずに返納すべきではないかというご指摘をいただきました。

その後、事務的なやりとりがございまして、下のほうに参考2としてワーキンググループにおける検討状況の中間報告というのがございます。ここで各ワーキンググループから親である独法改革の分科会に対してそれぞれの独法についてのコメントを付した報告がなされておりまして、国民生活センターについては法人としての在り方とは別に、3つ目のポツのところですけども、平成20年度の第2次補正予算で措置をされたものについて、24年度末までの必要見込み額を除いて国庫に返納する方針を確認という報告がされました。これは事務的に調整をした結果、こういう形にさせていただいております。

その上で、その返納をするやり方、方法について総務省、それから財務省、関係部署とも調整をさせていただきました結果、独法通則法の中に46条の2という新しい規定が追加をされておりまして、不要財産の国庫納付ということが出来る形になっております。

やり方としては、中期計画の変更を待たずに、主務大臣の認可によって返納するという方法と、中期計画の変更によって返納するという方法の2つがございます。今回の返納については、そもそも当初の計画では需要に応じてこの額を執行するというのを念頭に置いておりましたので、内容からして、また額の大きさからして、中期計画を変更しないまま大臣の判断のみで返納するというのがいかななものかということもありまして、内閣府ともご相談をした結果、やはり計画の変更をすべきではないかというご指摘をいただきました。この大臣の認可による返納の際にも実は手続的にはこの独法評価委員会のご意見を伺うことが必要でございまして、そうであればある意味きちんと計画にも反映させていただいて、返納という形でご審議をいただいたほうが妥当なのではないかということで、非常にお忙しい中まことに恐縮ではございますけれども、今日、分科会を開催をさせていただいて、ご審議をいただきたいというのがこれまでの経緯でございます。

中身につきましては、また国民生活センターのほうから別途ご説明させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

○山本分科会長 それでは、まずただ今のご説明につきましてご意見とかご質問がありましたらご発言をお願いしたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

特にございませんでしょうか。もしかしたらセンターのほうからも変更の内容についてご説明いただいて、それであわせてまたその際にご質問ご意見が出るかとも思いますので、それでは、国民生活センターのほうからもご説明をお願いしたいと思います。よろしくどうぞ。

○古畑理事 それでは、よろしくお願いいたします。

お手元の資料2でございますけれども、改正前後の左右対照表にてご説明させていただきますが。当センターの中期計画の一部改正新旧対照表（案）となっております。A4横のものでございます。

改正後のところでございますけれども、赤字で書いてございますが、現行4項と4項の

間へ新規項目として５．でございますけれども、不要財産の処分に関する計画を挿入してございます。平成20年度補正予算（第２号）により措置された「生活対策」の消費者政策強化対策に係る経費のうち、平成24年度末までの所要見込み額を除いた額を、平成23年度中に不要財産として国庫納付するというふうに記載させていただいてございます。

次のページ２ですけれども、別紙１とございます。こちら中期計画予算の変更点を赤字で示しております。平成20年度第２次補正予算により交付を受けた運営費交付金のうち、58億3,678万1,000円を国庫に納付することといたしましたことから、支出欄の業務経費を同額減額するとともに、新たにこれは赤字で書いておりますけれども、左の欄でございますが、国庫納付金の科目を追加し、同額を計上いたしております。収入、支出とも合計額に変更はございません。

次に、別紙２でございますけれども、これは収支計画でございます。中期計画の損益計算書に相当するものでございますけれども、国庫納付額58億3,600万円余は業務経費として使用しなくなったことから、費用の部の欄の業務経費から減額するとともに、収益の部の欄の運営費交付金収益をその見合いとして同額を減額したものでございます。この赤字の数字、それぞれ58億3,600万円の差額というふうに示させていただいております。

次に別紙３でございます。次ページ４でございますけれども。これは資金計画でございます。これはキャッシュフローに相当するものでございます。独法会計基準において国庫納付による支出はキャッシュフロー上財務活動により支出に計上することとされておりますので、資金支出欄の財務活動による支出、その欄に58億3,600万円余を計上するとともに、業務活動による支出から同額を減額しております。したがって、資金支出、資金収入の合計額に変更はございません。

以上でございます。

○山本分科会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまのセンターからのご説明、それから先ほどの消費者庁からのご説明、あわせてご意見ご質問がありましたらお願いしたいと思います。

大河内委員、どうぞ。

○大河内委員 自分で中期計画をわかっていながら変な質問かなと思うんですけれども。半分使えてなくてお返しすることになる、その理由というのが先ほどお聞きした、余り要請がなく、そのための費用がそれほどかからなかったということが一番の理由ということで、でも金額が大きすぎるので、ちょっと事業計画自体が、消費者政策にお金がないというのがずっと言われてきていながらこんな感じなのかということにもう少し説明がほしいなと思います。

○林地方協力課長 ちょっとこれは詳細には国民生活センターのほうからも補足をしていただいたほうがいいと思うんですが。１つには、当初先ほどご紹介をしました巡回指導についてどういった形で見込んでいたかということなんですけれども。当初平成21年度から23年度までの３か年間で毎年約７万回、合計しますと当初の見込みでは22万6,800回とい

う実績を見込んで、それに対応する予算を計上する形でこの89億円余の運営費交付金が積みまれているという事情がございます。実績ベースで申し上げますと、21年度、22年度の2か年間で7,000回というのが実績です。なので、若干22年度は増えておりまして5,000回弱になっておりますけれども、実績を見ますとやはり5,000回から多く見積もっても6,000回ぐらいというのが恐らく実需で、少し1桁多く需要が見込まれていたのではないかなと。

これは当時の担当者も代わってしまっておりますので詳細な事情はよくわからないところはございますけれども、やはり既存の消費生活センターも含めて、いろいろ消費者問題というのは複雑化していますし、非常に新しい手口が出てきていますので、やはり立ち上がる時期には国が地方に対して行う支援としてこういった地域に密着した形での支援というのを数多くやる必要があるだろうということでそういった需要を見込んでいたんだと思うんですけれども。現実問題としては、地方の需要がそれほど伸びていないということもありますし、また人員の確保という点でも限界もございますので、やはりそういった意味合いからしますと、ここの部分が少し多く見込まれていたのではないかなと。

一方で、先ほどの資料1の中に載せております参考1をご覧くださいますと、平成21、22年度が2.3億円、4.2億円、これは21、22年度は実績ベースの数字であります。23、24年度は10.8億円、14億円というふうにそれぞれ置かせていただいております。この要因は、当初この中期計画を立てた際に見込んでおりませんでした今回の東日本大震災に伴う対応、国民生活センターでは発災直後は震災対応の110番を設けたり、また今も継続中でありましても、弁護士や司法書士、あるいは建築士といったさまざまな専門家を被災地に派遣をいたしまして、総合的な生活再建相談体制を支援をするということを引き続きやらせていただいております。また、特にこの秋以降、牛肉の放射能による汚染の問題が出てきたり、また近ごろは福島市内で収穫された米からもセシウムが検出されるといったような状況がありまして、今まさに現在進行形で地方の消費者行政向けの支援を行っております。23、24年度はその意味で放射能測定機器の国民生活センターによる調達と、この自治体への貸与というのが今後も継続の取組として見込まれておりますので、その分を積算上確保した上で残額を特定させていただいて、今回の返納額を決めさせていただいたということでございます。これはまさに20年度の補正予算で運営費交付金を予算上措置していただく際の、これは我々事務方のほうの需要見込みがやはり少し甘さがあつたのではないかなと、我々自身も反省をしているところでございます。

○山本分科会長 大河内委員、今のお答えで何かさらにございますでしょうか。あるいはセンターのほうから何か付け加えられるというようなことはございますか、先ほどの大河内委員からのご質問について。

○古畑理事 消費者庁のほうから十分説明いただきましたので、特段付け加えさせていただくことはございません。

○山本分科会長 何かございましたら、さらにご発言いただければ。

○大河内委員 何か認めないとかそういう話とはちょっと違うんですけれども、生活再建

の相談体制のことや、それから測定器の対応にお金が使える、つまり相談員さんの指導だけじゃないことにも使っていいということであれば、測定器などはもっとたくさん必要としているところがあると思うので、もう少しそのあたりを充実させてもいいんじゃないかと思いますが。何か基準を決められてその金額までということになさったんでしょうか。

○林地方協力課長 実はこの放射能測定機器については、第1次の配分を今決定をして、自治体の皆さんにお配りをしている最中ですが、最初の申請のときには128団体から169台の申請がございました。今同時並行で第2次申請の受付を先週締切りまして、ここでも80台余の追加要望が出てきております。そうしますと、この第1次、第2次あわせて約250台程度の需要が既にあるという状況にあります。

これに対して、実はこの放射能測定機器というのは完全な注文生産ではないんですが、やはり在庫に限りがありますので、需要に対して実際に取得できる台数には限界がございます。第1次の調達するときにも残念ながら国民生活センターで使用する分も含めて25台しか調達ができませんでした。今の第2次調達で50台を予定しております。さらに、4月にずれ込む可能性あるんですけども、年度内にさらに100台、あわせて175台の調達を年度内に予定しております。これでようやく第1次の申請で上がってまいりました需要に応えることができるかなと思っております。

ただ、この申請というのは、だからどうというわけではないんですけども、沖縄のようなどころからも実は申請が上がってきております。現実の問題としては文部科学省などからも発表されておりますけれども、空間線量や土壌中の放射性物質の残留にはやはり風向きや地形などによって、福島第一原発からの一定の距離間によって影響の度合いというのは非常に大きく差がございまして、こうした線量なども考慮しながら実際には配分を行っているところでございます。

そういうところからしますと、先ほど申し上げましたように、年度内に約175台、それから24年度も200台程度を確保できれば、何とか今の時点での地方の需要にお応えできるのではないかなと。これは実は消費者サイドで私どもこういう取組をさせていただいておりますけれども、政府全体としていいますと、復興本部であるとか、あるいは農林水産省であるとか、いろいろな省庁がいろいろな切り口でこうした測定体制の確保に取り組んでおりますので、そうした他省庁との取組も勘案しながら消費者の需要に応えられるような体制の在り方を、余り持ちすぎるとこれは国民生活センターの資産になってしまいますので、その後の問題というのものもあるものですから、その辺はよくよく考慮しながらこの取組を進めていきたいというふうに思っております。

○大河内委員 ありがとうございます。

○山本分科会長 ほかに何かご質問ご意見はございますでしょうか。 特によろしいですか。

もともとが巡回指導だけだったのか、私も中身は独法評価委員会のほうにもかかっていたかとは思いますが、主としてはやはり消費者政策サイドで内容については主に議

論されてきた話かと思いますが、何かいろいろな議論はあるやに聞いておりますけれども、当分科会のほうで何か積算ということについて非常に詳細な議論をしたという経緯はないわけです。いずれにせよ実需の桁が違っていたということで、しかし震災対応で測定器等の緊急の要請に応ずるということで、何とか23年、24年度では執行額を10億円台に乗せるけれども、全体としては24年度まで使いきれない額が残るそうであるという事情があるのであれば、当分科会として返還は適切でないというような意見はなかなか申し上げにくい状況かなと思いますんですが。

いかがでしょうか。あるいは消費者サイドからすると、大河内委員の立場からすると、いやいや、返還すべきじゃないというご意見があるのかもしれませんが、その際にはそれ相応の理屈というか、需要見込みのようなものをしっかり示せないとなかなかその論拠に乏しいということになるかもしれないなという感じで伺っていたんですけれども。

どうぞ。

○林地方協力課長 消費者サイドということで申し上げますと、先ほど余り消費者のお話を申し上げませんでしたけれども、現にこの運営費交付金を使ってやっておる取組としては、皆さんご存じのものとしては、土日祝日の相談体制の確保、それからPIO-NET端末の増設された消費生活センターとか相談窓口の配備というのはこの資金を使ってやらせていただいております。そういった恒常的な取組はもちろん継続できるように配慮させていただいております。

○山本分科会長 特にご意見ご質問ございませんでしょうか。では、伊集院委員、お願いします。

○伊集院分科会長代理 何ともはや言いにくいというか、私たちも中期計画というのを妥当であるということでもいろいろ検討しまとめてきた立場ですので、こういう余りにも大幅な58億というような数字が出てきたということは、どういうことなのか、正直戸惑います。今お話のあったように巡回指導だけではない、PIO-NETとか土日祝日対応というようなものは当然あった上で計算された数字ということでしょうから。その辺のところを考えた上で、23年度、24年度というのは21年度、22年度よりも2倍以上、3倍近くの数字が示されていますが、測定器のことも含めて、これはどういうふうな数字の出し方をしたのか。逆にこれでいいのかどうか、その辺のところも伺いたいというふうに思います。

○林地方協力課長 別途国民生活センターのほうからも補足があるかと思いますが、23、24年度の数字につきましては、先ほど申し上げましたように放射性物質の検査機器の年度内の調達計画が大体175台を予定しておりました。当初は地方の需要がどのぐらいあるのかというのは私どもも十分には把握しきれておりませんでしたので、近県、特に東北と北関東を中心に聞き取りをして状況把握をして考えていたわけですが、実際に申請が上がってきまして大体の規模感というのがわかりましたので、23年度は先ほど申し上げましたような当面の調達の見通しに基づいた金額を置かせていただいた上で、24年度は多分それよりもさらに若干多く出てくるだろうということで、それをベースにした数字で積算を

した数字を置かせていただいております。

基本的に21、22年度の2.3億円、4.2億円という数字、これも実績ベースですが、先ほどの巡回指導や土日祝日相談の体制の整備の費用、あるいはPIO-NETの増設ということを中心に、ある意味地方支援の中の通常事業のメニューをベース、これもそこに置きつつ、そういった追加需要を入れて。実は専門家派遣というのも人日ベースで今発災後1,000人日以上派遣をしております。短期的に、例えば土日1回やって終わりというようなものもありますけれども、法テラスなどと連携しながら恒常的に相談窓口を開設をしているところがありまして、特に岩手、宮城、福島、それぞれ三陸を中心にした津波の被害の大きい沿岸部はこれからも恐らく1年、2年と継続的にこういった相談体制が求められることになると思います。そういう需要も見越してこの予算は置かせていただいております。

なので、この増えている要因はやはり地震に伴う追加需要というのが実はかなり規模的に大きいので、ざっくり申し上げますと、先ほど申し上げました放射線測定機器の175台、これを実際に市場で調達をしようと思いますと、4億円から7億円ぐらいの金が出ていきます。なので、少し額には実は幅がありまして、機器自体も、それからそのバックアップ要員もこういったご時世を反映しまして若干高どまりといたしますか売り手市場になっておりますけれども、そういったことも見越してこの額を置かせていただいているということでございます。

○伊集院分科会長代理 いわゆるそういうものをきっちりと入れた上での数字で、若干縮めるよりは必要なものが出てくるであろうということで、必要に応じた適切な用意をなさったほうがいいのではないかとこのように思うわけですので伺った次第です。ありがとうございました。

○山本分科会長 ほかにご意見あるいはご質問、ご指摘いただく事項はございますでしょうか。

大河内委員、どうぞ。

○大河内委員 国民生活センターにお聞きしたいんですけれども、地方の消費者行政からこのようにお金を使いたいんだけれども、どうかというような要望が集まっているけれども、それには使えないものがあつたというようなことはあるんでしょうか。それとも、余りそこがこのままでよいので、余りそういった要望もないというふうに考えてもいいのでしょうか。

○古畑理事 お答えいたします。個別具体的に何が欲しい、これが欲しいということはございません。ただ、一般的に地方が一番声をあげていらっしゃるの、人件費相当のことだと思います。こちらの補正予算については人件費相当に該当することはできませんので、私ども執行側としても逆に言えばこれだけ使わないで無駄使いをしないで残してきたという認識でございます。

林課長からご説明いただいたように、23年度のこの放射線測定機器は5億円、24年度6億6,400万円を予定していますので、これは最初の資料1の資料を見ていただきますと、

その放射線測定機器のリース資産購入費用を引きますと、約5億円程度になりまして、やはり今、林課長からご説明いただいたように、養成講座、それからPIO-NETの追加配備、それから土日の休日対応、企業向け研修、こういうものを頑張って執行していくには、これはニーズを充足した上で執行してこの数字であるというふうに認識しております。

○大河内委員　ありがとうございました。

○山本分科会長　よろしいですか。

今もご説明いただきましたように、相当頑張って使える額は確保してある、だからこれで足りなくなるという感覚は余りお持ちになっておらないという理解でよろしいかと思えます。あと、人件費とかPIO-NET入力費用の点は根本的な問題で、国と地方の財政分担とか、国がどこまで支援するかという問題なんです、それは当分科会でご意見をいただくことはよいとは思いますが、消費者問題、消費者政策については、たくさん会議体がありまして、消費者委員会であるとか、あるいは消費者庁の中にももう終結したと思えますが、地方消費者行政の専門の会議体とかがありまして、そういうところでたくさんの委員、私どももエキスパートをそろえていただいておりますけれども、それ以上により広範な知見のもとに徹底的な議論がされているわけなので、我々が何かここで人件費にも支出できるようにすべきだとかいうようなことは、ほとんど綿密な検討もしていないのに申し上げるのは不適切かと思えますので、当面今日の私たちの課題としては中期計画の一部変更案を親委員会に上げる前提として、分科会としてこの案を了承するかどうかというところになるかと思えます。

地方としても、当初巡回支援を受けられるといっても、将来に向けて雇った人の人件費がカバーできなければ、センターを立ち上げるわけにはいきませんので、そこにはやはり根本的な問題はあるんだと思います。ただ、じゃあ国が全部面倒見るかということも、そんな簡単な話ではないので、もちろん過大な見積りということで行政のほうにも反省点があり、先ほど伊集院委員からは我々にも反省点があるんじゃないかというご指摘はそのとおりだと思いますけれども、その根本的な問題点があるという中での作業になっていることかと考えます。

ほかにご意見等ございますでしょうか。

特にございませんようでしたら、本日ご説明いただいた内容、それから個別の中期計画予算を含む中期計画の変更案につきまして、当分科会としては一応案のとおり了承することでご異議ございませんでしょうか。

ございませんようでしたら、分科会といたしましては案のとおり了承することといたしまして、来る12月6日の親委員会のほうにその旨ご報告したいというふうに考えます。

どうもありがとうございました。

それでは、今後の予定につきまして事務局のほうからご説明をいただきます。

○林地方協力課長　それでは、お手元にお配りをしております資料3に基づきましてご説明をさせていただきます。次回、12月6日に第45回の内閣府独立行政法人評価委員会が開

催される予定でございます。ここでこの内容についてもお諮りをいただくということになると思います。また、年度末になりますけれども、平成24年3月に第46回の内閣府独立行政法人評価委員会がございますので、それにあわせて31回の分科会ということを予定をしておりますので、またご協力のほどよろしく願いをいたしたいと思います。

○山本分科会長 それでは、以上で本日予定されました議題はすべて終了いたしました。

これで本日の分科会を閉会させていただきます。

どうもありがとうございました。

午後3時50分 閉会